

公共施設の使用料が変わります

4月1日からの消費税率引上げ分を転嫁

4月1日から消費税率が地方消費税率と合わせて5%から8%に引き上げられます。これにより、これまで消費税転嫁を行っていた公共施設の使用料や利用料などについて、消費税率引上げ相当分を転嫁した料金に改正します。

4月1日以降の施設利用から新料金が適用されます。詳しくは、御利用の各施設担当課にお問い合わせください。

皆さまの御理解と御協力をお願い申し上げます。

■貸し館的集会施設（各室使用料）

次の施設の各室ごとの基本使用料（冠婚葬祭の使用を含む。）を改正します。文化協会加盟団体など社会教育団体が使用する場合の使用料（4時間当たり200円）や使用料免除基準などは、これまでどおりで変更はありません。

▼日高町民センター ▼日高こもれびホール▼日高老人福祉センター ▼門別公民館 ▼門別総合町民センター（福祉センター）▼富川公会堂 ▼厚賀会館 ▼厚賀コミュニティセンター

■その他の集会施設（各室使用料）

次の施設の各室ごとの基本使用料（冠婚葬祭の使用を含む。）を改正します。地域住民や社会福祉団体等が行事を行う場合などの使用料減免の基準などは、これまでどおりで変更はありません。

▼生活館 ▼千栄・庫富コミュニティセンター ▼広富山村研修センター ▼正和地域交流センター

■体育施設（各使用料）

次の各施設使用料を改正します。体育協会加盟団体、スポーツ少年団などの社会体育団体等が使用する場合の使用料（3時間当たり500円）や使用料免除基準などは、これまでどおりで変更はありません。

▼日高総合体育館 ▼門別総合町民センター（スポーツセンター） ▼富川青少年会館 ▼スポーツホール（門別中央・厚賀） ▼富川東研修所 ▼富川球場・日高球場 ▼町営テニスコート（日高・富岡・富川） ▼日高森の広場サッカー場 ▼各学校開放

■その他の使用料、利用料

上記のほか、消費税が転嫁されている次の施設使用料等を改正します。

▼若者交流学習センター（宿泊料・使用料） ▼門別とねっこ館（研修室使用料） ▼ひだか高原荘（研修室等使用料） ▼門別温泉とねっこの湯（研修室使用料） ▼日高つつじ荘・日高せせらぎ荘（利用料のうち居室料・事務費以外） ▼門別やすらぎ荘（居住部門利用料のうち居室料・事務費以外） ▼日高くろみ荘（使用料のうち居室費以外） ▼門別国保病院・日高国保診療所（文書料等） ▼共同井戸・共同水道（使用料） ▼霊柩自動車（使用料） ▼ひだか木もれび農園（使用料） ▼特産品加工施設（旧農産物処理加工所・使用料） ▼1月未満の道路・河川占用料 ▼町営住宅宮下団地駐車場使用料

消費税率の引き上げに伴う水道料金等の改定について

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることとなり、日高町におきましても、水道料金と下水道使用料について改定を行うこととなりました。

つきましては、新しい料金表は次のとおりとなりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、経過措置により平成26年4月1日より前から継続して使用していた場合、水道・下水道共に4月使用分（4月25～30日検針）までは消費税率5%を適用します。

門別地区の水道料金

(水道料金表とメーター使用料金表を統合しました)

用途口径別		水道料金（1箇月につき）			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 1 m ³ につき
家事用	口径13mm	8 m ³ まで	2,160円	9 m ³ から	237円
	口径20mm		2,224円		
	口径25mm		2,235円		
	口径30mm		2,354円		
	口径40mm		2,451円		
家事用外	口径13mm	10 m ³ まで	3,067円	11 m ³ から	237円
	口径20mm		3,132円		
	口径25mm		3,456円		
	口径30mm		4,374円		
	口径40mm		5,270円		
	口径50mm		9,158円		
営農用	口径13mm	30 m ³ まで	7,905円	31 m ³ から100 m ³ まで	151円
	口径20mm		7,970円	101 m ³ から	129円
	口径25mm		7,981円		
	口径30mm	100 m ³ まで	27,345円	101 m ³ から300 m ³ まで	194円
	口径40mm		27,442円	301 m ³ から	129円
	口径50mm		29,494円		
	口径75mm		29,548円		
臨時用				1 m ³ につき	453円

※門別地区の水道料金は、水道料金（基本料金と超過料金）にメーター使用料を加えた料金をいたしておりましたが、料金表が別区分となっていたため、平成26年4月1日より料金表を統合することといたしました。

なお、日高地区の簡易水道料金は従来よりメーター使用料を含んだ料金表となっています。

日高地区の簡易水道料金

用途別	水道料金（1箇月につき）				
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 1 m ³ につき	
一般用	8 m ³ まで	1,720円	9 m ³ から	160円	
営業用	15 m ³ まで	3,700円	16 m ³ から	260円	
団体用	15 m ³ まで	3,700円	16 m ³ から615 m ³ まで	260円	
			616 m ³ から	400円	
浴場営業用	100 m ³ まで	7,910円	101 m ³ から	80円	
工業用	50 m ³ まで	12,650円	51 m ³ から	260円	
臨時用				1 m ³ につき	570円

下水道使用料（日高・門別地区共通）

種別	下水道使用料（1箇月につき）				適用
	基本汚水量	基本料金	超過汚水量	超過料金 1 m ³ につき	
一般の汚水	8 m ³ まで	1,489円	9 m ³ から	219円	家庭用井戸汚水については、2人までを8 m ³ とし、1人増すごとに4 m ³ を加える。
公衆浴場の汚水	100 m ³ まで	3,888円	101 m ³ から	38円	